

## <外貨定期預金規定>

1. (預金契約の成立)  
当金庫は、お客様からこの預金に係る、当金庫所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときは、この預金に係る契約が成立するものとします。
2. (預金の支払時期)  
預金は、証書表面記載の満期日以後に利息とともに支払います。
3. (利息・利率)
  - (1) 預金の利息は、証書表面記載の期間、利率および付利単位を1通貨単位として計算します。自動継続扱いの預金の場合、継続後の利率は継続日における当金庫の店頭で表示される利率を適用いたします。自動継続扱い以外の預金の場合、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続の前日までの期間について、解約日または書替継続日の当該外貨普通預金利率によって計算します。
  - (2) 債権保全の必要があるとき、その他当金庫が満期日前の解約を拒絶すべき事由があると認めたとときは、この預金は満期日前に解約できません。
  - (3) 当金庫がやむを得ないものと認める場合、当金庫が債権回収のためにこの預金を解約する場合、反社会的勢力の排除に係る条項により解約する場合など、満期日前に解約する場合、その利息は、預入日から解約日の前日までの期間について、解約日の当該外貨普通預金利率によって計算し、この預金とともに支払います。
4. (相場・手数料)
  - (1) 預金の払戻しに際し、証書表面記載と異なる幣種にて支払う場合には、当金庫所定の為替相場により換算します。
  - (2) 証書表面記載の幣種により支払う場合には、別にお知らせした当金庫手数料をいただきます。
5. (外国通貨現金・旅行小切手による預入れ、払戻し)  
この預金は外国通貨現金・旅行小切手による預入れ、払戻しはできません。
6. (為替予約)
  - (1) 預金を期日解約する場合に適用する為替相場を確定するため為替予約を締結するときは、「外貨定期預金証書」及び「お届け印」をご持参の上、ご本人にご来店して頂く必要があります。為替予約の締結に関しては、別に定める外国為替予約約定書(外貨定期預金用)または外国為替取引約定書によります。
  - (2) 前項の為替予約を締結頂いた預金に関しては、自動継続は停止となり満期日に自動解約となりますが、元利金の受取りには「外貨定期預金証書」及び「お届け印」が必要となります。ご持参頂くまでの間、元利金は当金庫にて一時お預りし、これには利息がつきません。
7. (自動継続)  
自動継続扱いの預金の場合、自動継続停止のお申し出がない限り証書表面記載の満期日に継続前と同一外貨、同一期間の預金に自動的に継続します。自動継続を停止するときは、満期日以前にお取扱店にお申し出下さい。
8. (譲渡、質入れの禁止)  
この預金は、当金庫の承諾なしに譲渡、質入れはできません。当金庫がやむを得ないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式により行います。
9. (反社会的勢力との取引拒絶)  
この預金口座は、第11条(預金の解約等)4項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第11条(預金の解約等)第4項各号の一つにでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。
10. (預金の解約等)
  - (1) 預金を解約するときは、証書裏面の受取欄にお届出の印章(または署名)により記名押印(または署名)して提出して下さい。
  - (2) 前項の規定にかかわらず、本規定に定める各預金の預金口座の名義人に相続が開始した後(当金庫が預金口座名義人の死亡の事実を知った後)は、当該名義人の共同相続人全員の同意(相続人が一人の場合は当該相続人の意思とします。以下同じ。)を得た払戻し請求でなければ、払戻しできません。ただし、家事事件手続法第200条第3項の保全処分、または民法第909条の2の規定に基づく払戻し請求に係る仮払いについては、この限りではありません。
  - (3) 次の各号の一つにでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到着のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名・住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
    - ①この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
    - ②この預金の預金者が第8条(譲渡、質入れの禁止)に違反した場合
    - ③この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
  - (4) 前項のほか、次の各号の一つにでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なおこの解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。またこの解約により当金庫に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。
    - ①預金者が口座開設申込時にした表明・解約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

- ②預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という）に該当し、または次のいずれかに該当したことが判明した場合
- A暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
  - B暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
  - C自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
  - D暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
  - E役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- ③預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為をした場合
- A暴力的な要求行為
  - B法的な責任を超えた不当な要求行為
  - C取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
  - D風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
  - Eその他前各号に準ずる行為
- (5) この預金が、当金庫が別途表示する一定の期間預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額を超えることがない場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。
- (6) 前三項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳および届出の印章を持参のうえ、当店に申し出てください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。
11. (届出事項の変更、証書の再発行)
- (1) 証書や印章を失ったとき、または印章名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、ただちに書面によりお取扱店に届出てください。届出の前に、届出を行わなかったことにより生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
  - (2) 証書または印章を失った場合の預金の元利金の支払い、または証書の再発行は、当金庫所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおくこと、また、保証人を求めることがあります。
12. (印鑑照合等)
- この証書、諸届その他の書類に使用された印影（または署名）を届出の印鑑（または署名）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認められたほか、払戻請求者が預金払戻しの権限を有しないと判断される特段の事情がないと当金庫が過失なく判断して行った払戻しは有効な払戻しとします。なお、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
13. (保険事故発生時における預金者からの相殺)
- (1) この預金は、満期日が未到来であっても、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当金庫に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものととして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当金庫に対する債務を保証するため、もしくは第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
  - (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
    - ①相殺通知は書面によるものとします。預金証書はお届出印を押印して通知と同時に当金庫に提出してください。
    - ②複数の借入金等の債務（預金者の当金庫に対する債務、第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人になっているもの）がある場合には充当の順序方法を指定してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務から相殺されるものとします。当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には、預金者の保証債務から相殺されるものとします。
    - ③前号の充当の指定がない場合には、当金庫の指定する順序方法により充当いたします。
    - ④第2号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができます。
  - (3) 第1項により相殺する場合には、次のとおりとします。
    - ①この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
    - ②借入金等の債務の利息、割引料、遅滞損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到着した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当金庫の定めによるものとします。
  - (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。
  - (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがある時に

は、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

14. (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・補佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出て下さい。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を届出て下さい。また、預金者の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときも、同様に届出て下さい。
- (3) すでに補助・補佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前二項と同様に、直ちに書面によって届出て下さい。
- (4) 前三項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届出て下さい。
- (5) 前四項の届出の前に、当金庫が過失なく預金者の行為能力に制限がないと判断して行った払戻しについては、預金者およびその成年後見人、保佐人、補助人もしくはそれらの承継人からの取消しの主張により生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

15. (適用法令)

預金には、上記規定のほか外国為替に関する法令が適用されます。

16. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上  
東濃信用金庫  
(令和5年3月改定)